

第 28 回 定例農業委員会議事録

令和4年11月7日（月）午後2時より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（14名）

1	河合 稔		15	高木 正美	
			16	日比 育緒	
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
		12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎				
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

欠席委員（5名）

2	佐竹 静	8	清水 峰幸	13	山田 敏治
5	森 千尋	9	林 新太郎		

その他の出席者（4名）

	浅野課長		小野主査
竹中事務局次長	堀主幹		

議案

議案第534号 土地現況確認申請について

議案第535号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第28号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただいまから、第28回定例農業委員会を始めたいと思います。
　本日の議事録署名者に、6番 吉田副会長、15番 高木委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
　では、ただ今から議案審議にはいります。

　議案第534号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　議案第534号 土地現況確認申請について、説明させていただきます。
　農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

　H10.11.11県通達により、公的証明により現況が農地でない証明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものは、土地現況確認申請で対応できることになりました。

　1番、畑、119㎡で、農家住宅でございます。

　1番の申請地の農地の区分につきましては、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

　申請地は現土地所有者が平成12年2月に相続によって取得しましたが、その時点で建築物が存在し、農地性を喪失していました。

　このことは、昭和62年撮影の国土地理院の航空写真及び大垣市が発行する「固定資産課税台帳登録事項証明書」で現建物が昭和55年から農家住宅として利用されていることから確認できます。

　以上でございます。よろしくお願いたします

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第535号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第535号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、地上権によります、畑、1,002㎡で、太陽光発電施設でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第28号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第28号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、469㎡で、一般個人住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、24件申請されています。

2番、所有権移転によります、田、2,434㎡で、分譲住宅でございます。

3番、所有権移転によります、田、613㎡で、貸ガレージでございます。

4番、所有権移転によります、田、143㎡で、貸駐車場、貸倉庫でございます。

2ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、850㎡で、宅地分譲でございます。

6番、所有権移転によります、田、757㎡で、宅地分譲でございます。

7番、所有権移転によります、田、16㎡で、建売住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、257㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、403㎡で、建売分譲でございます。

10番、所有権移転によります、畑、259㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、使用貸借権によります、田、269㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,563㎡で、貸駐車場でございます。

3ページをお願いします。

13番、所有権移転によります、田、873㎡で、貸駐車場でございます。

14番、所有権移転によります、田、485㎡で、就労支援作業所でございます。

15番、所有権移転によります、田、345㎡で、建築業駐車場でございます。

16番、所有権移転によります、畑、407㎡で、一般個人住宅でございます。

17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて219㎡で、一般個人住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、441㎡で、宅地分譲でございます。

4ページをお願いします。

19番、所有権移転によります、田、172㎡で、一般個人住宅でございます。

20番、所有権移転によります、田、畑、3筆合わせて、385㎡で、一般個人住宅でございます。

21番、所有権移転によります、田、224㎡で、建築設計業駐車場でございます。

22番、所有権移転によります、田、307㎡で、一般個人住宅でございます。

23番、所有権移転によります、畑、395㎡で、分譲住宅でございます。

24番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、199㎡で、一般個人住宅でございます。

25番、所有権移転によります、田、552㎡で、建設業事務所でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、お電話から説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請を受理しております。

5ページをお願いします。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

26番、田、畑、9筆合わせて、7,483㎡でございます。

27番、田、687㎡でございます。

28番、田、3筆合わせて、921㎡でございます。

29番、田、3筆合わせて、2,284㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、19件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

30番、田、314㎡でございます。

31番、田、畑、13筆合わせて、11,936.95㎡でございます。

6ページをお願いします。

32番、田、3筆合わせて、2,445㎡でございます。

33番、畑、346㎡でございます。

34番、畑、2筆合わせて、331㎡でございます。

35番、田、畑、11筆合わせて、6,213㎡でございます。

36番、田、7筆合わせて、6,632㎡でございます。

37番、田、2,181㎡でございます。

38番、田、26㎡でございます。

39番、田、1,703㎡でございます。

7ページをお願いします。

40番、田、5筆合わせて、5,552㎡でございます。

41番、畑、78㎡でございます。

42番、田、3筆合わせて、304㎡でございます。

43番、田、6筆合わせて、1,174㎡でございます。

44番、田、822㎡でございます。

45番、田、480㎡でございます。

46番、畑、田、3筆合わせて、920㎡でございます。

47番、畑、田、10筆合わせて、3,356㎡でございます。

8ページをお願いします。

48番、田、畑、6筆合わせて、3,496㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のため、線路、空中線系若しくは中継施設等を設置する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

49番、賃貸借権によります、田、732㎡の内4㎡で、電気通信事業における携帯電話用無線基地局でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

次回の開催日は、12月5日(月)午後2時となっておりますので、よろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年11月7日

議長(会長)

石井豊太郎

議事録署名者

吉田和郎

議事録署名者

高木正美